

# 定 款

一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団

一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団

平成 24 年 3 月 28 日制定

平成 27 年 3 月 30 日改定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 財団は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 財団は、神奈川県民の社会福祉の向上及び県内事業者の経営の安定に資する事業を行うとともに、県内事業者、従業員及びそれらの家族に共済保険を提供し、地域社会と地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認可特定保険業に関する事業
- (2) 福利厚生に関する事業
- (3) 社会福祉に関する支援事業
- (4) 中小企業の経営支援に関する事業
- (5) 協同組合の行う共済事業に関する事業
- (6) 生命保険の募集に関する業務
- (7) 損害保険代理業に関する業務
- (8) その他目的を達するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、財団の基本財産とする。

- 2 基本財産は、財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。この場合、評議員会の決議は、議決について加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(事業年度)

第6条 財団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 財団の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第9条 財団に評議員3名以上6名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員については、報酬を支給しない。

## 第2節 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び評議員会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第23条 評議員会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員を設置)

第24条 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上6名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、他の理事を専務理事、常務理事とすることができる。

3 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、財団の職務を執行する。

- 2 理事長は、財団を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、財団の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする財団の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする財団との取引
  - (3) 財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除又は限定)

第32条 財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 財団は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長)

第33条 財団は、理事長の諮問に答えるため、名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、理事を兼ねることはできないものとする。
- 3 名誉理事長の任免は、理事会が行い、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 名誉理事長の報酬は、理事会において定める。

## 第2節 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 財団の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 名誉理事長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第44条 財団は、基本財産の滅失による財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 財団は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、財団の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団の最初の代表理事は宇田川一彦、業務執行理事は専務理事として國弘伸一、常務理事として岩瀬育一及び吉野博史、理事として上原隆、監事は工藤哲司及び藤島進とする。

附則

(施行期日等)

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

定期預金	10,000,000円
------	-------------